







営業法(昭和二十四年法律第百八号)、質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)、銃砲刀剣類等所持取締法(昭和三十三年法律第号)又はこれらに基く政令若しくは総理府令(以下「関係法令」という。)

この場合において、当該処分期間がつけられているときは、当該処分期間は、関係法令の規定により旧公安委員会が当該処分をした日から起算するものとする。

3 改正規定の施行の際、関係法令の規定により、旧公安委員会に対してされている許可その他の処分の申請、届出その他の手続は、新公安委員会に対してされている許可その他の処分の申請、届出その他の手続とみなす。

4 改正規定の施行の際、関係法令の規定により、旧公安委員会がしている職関でまだ完結しない事案に係るものについては、新公安委員会は、旧公安委員会から引継を受けなければならない。

(職関の経過規定)

理田

警察事務の能率的な運営を図るため、警察庁に新たに保安局を置き、北海道警察本部の所在地を包括する方面には方面本部及び方面公安委員会を置かないこととし、二以上の都道府県警察の管轄区域にわたる特定の道路における事案については、警察官が相互に職権を行使することができることとするともに、全国的な幹線道路における交通の規制の斉一を図るため、国家公安委員会が都道府県公安委員会に対し、所要の指示をすることができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

銃砲刀剣類等所持取締法案

銃砲刀剣類等所持取締法案

目次

- 第一章 総則(第一条-第三条)
第二章 銃砲又は刀剣類の所持の許可(第四条-第十三条)
第三章 火なわ式銃砲又は刀剣類の登録(第十四条-第二十一条)
第四章 雑則(第二十二条-第三十条)
第五章 罰則(第三十一条-第三十六条)
附則
第一章 総則
(趣旨)
第一条 この法律は、銃砲、刀剣類等の所持に関する危害予防上必要な規制について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「銃砲」とは、金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲及び空気銃(圧縮ガスを使用するものを含む)をいう。

2 この法律において「刀剣類」とは、刃渡十五センチメートル以上の刀、剣、やり及び刃渡五・五センチメートルをこえる飛出しナイフ(四十五度以上に自動的に開刃する装置を有するナイフをいう)をいう。

第三条 何人も、次の各号の一に該当する場合を除いては、銃砲又は刀剣類を所持してはならない。

- 一 法令に基き職務のため所持する場合
二 国又は地方公共団体の職員が試験若しくは研究のため、又は公衆の観覧に供するため所持する場合
三 次条又は第六条の規定による許可を受けたもの(許可を受けた後変装銃砲刀剣類(つえその他の銃砲又は刀剣類以外の物と混同させような方法で変装された銃砲又は刀剣類をいう。以下同じ)としたものを除く。)を所持する場合
四 第十四条の規定による登録を受けたもの(変装銃砲刀剣類を除く。)を所持する場合
五 武器等製造法(昭和二十八年法律第百四十五号)の武器製造事業者、猟銃等製造事業者又は同法第四条ただし書若しくは第

十八条ただし書の許可を受けた者がその製造に係るもの(猟銃等製造事業者が修理をする場合にあつては、猟銃等販売事業者又は次条の規定による許可を受けて所持する者から修理を委託されたものに限る。)を業務のため所持する場合

六 武器等製造法の猟銃等販売事業者が猟銃等製造事業者、猟銃等販売事業者若しくは次条の規定による許可を受けて所持する者から譲り受けたもの又は当該猟銃等販売事業者が輸入したものを業務のため所持する場合

七 文化財保護委員会の承認を受けて刀剣類の製作をする者がその製作したものを製作の目的に従つて所持する場合

八 事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て捕鯨用標識銃、救命索発射銃、救命用信号銃、建設用びょう打銃又は建設用網索発射銃の製造を業とする者(以下「捕鯨用標識銃等製造事業者」という。)がその製造に係るもの(捕鯨用標識銃等製造事業者が修理をする場合にあつては、事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出てこれらの銃砲の販売を業とする者(以下「捕鯨用標識銃等販売事業者」という。))又は次条の規定による許可を受けて所持する者から修理を委託されたものに限る。)を業務のため所持する場合

九 捕鯨用標識銃等販売事業者が捕鯨用標識銃等製造事業者、捕

銃用標識銃等販売事業者若しくは次条の規定による許可を受けて所持する者から譲り受けたもの又は当該捕鯨用標識銃等販売事業者が輸入したものを業務のため所持する場合

十 第七号に掲げる場合のほか、事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て輸出のための刀剣類の製作を業とする者がその製作に係るものを業務のため所持する場合又は当該刀剣類について輸出の取扱を委託された者がその委託を受けたものを輸出のため所持する場合

2 前項第五号から第十号までに掲げる者の使用人(当該各号に掲げる者があらかじめ事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出たものに限り)がそれぞれ当該各号に掲げる者の業務のため所持する場合は、それぞれ同項各号に定める場合に含まれるものとする。

3 第一項第八号及び第十号並びに前項に規定する都道府県公安委員会への届出に關し必要な細目は、総理府令で定める。

第二章 銃砲又は刀剣類の所持の許可

第四条 狩猟、有害鳥獣駆除、と殺、人命救助、漁業、建設業又は政令で定める試験若しくは研究の用途に供するため必要な銃砲又は刀剣類を所持しようとする者は、総理府令で定める手続により、当該銃砲又は刀剣類の所持について、住所地を管轄する都道府県公安委員

会の許可を受けなければならぬ。祭礼等の年中行事に用いる刀剣類その他の刀剣類で所持することが一般の風俗慣習上やむを得ないと認められるものを所持しようとする者についても、また同様とする。

2 法人が前項に掲げる業務のため代表者又は代理人、使用人その他の従業者が銃砲又は刀剣類を所持させようとする場合においては、総理府令で定める手続により、現に銃砲又は刀剣類を所持しようとする法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、住所地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。

(許可の基準)  
第五条 都道府県公安委員会は、前条の規定による許可を受けようとする者が次の各号の一に該当する場合においては、許可をしてはならない。

- 一 十四歳に満たない者
- 二 精神病者、麻薬若しくは大麻の中毒者又は心神耗弱者
- 三 住居の定まらない者
- 四 第十一条の規定により許可を取り消された日から起算して三年を経過していない者
- 五 第三条第一項の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していないもの
- 六 人の生命若しくは財産又は公共の安全を害するおそれがある

と認めるに足りる相当な理由がある者

2 都道府県公安委員会は、変装銃砲刀剣類については、許可をしてはならない。

(国際競技に参加する外国人に対する許可の特例)

第六条 本邦において開催される銃砲又は刀剣類を使用する国際競技に参加するため入国する外国人は、総理府令で定める手続により、当該国際競技に用いる銃砲又は刀剣類の所持について、出入国港の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による許可の申請があつた場合においては、都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより期間を定めて、許可するものとする。

(許可証)

第七条 都道府県公安委員会は、第四条又は前条の規定により許可をする場合においては、許可証を交付しなければならない。

2 前項の規定による許可証の交付を受けた者は、当該許可証の記載事項に変更を生じた場合、当該許可証を亡失し、若しくは盗み取られた場合又は当該許可証が滅失した場合には、総理府令で定める手続により、すみやかにその旨を住所地(前条の外国人にあつては、現在地。以下同じ)を管轄する都道府県公安委員会に届け出て許可証の書換又は再交付を受けなければならない。

3 許可証の様式は、総理府令で定める。

(許可の失効及び許可証の返納)  
第八条 第四条又は第六条の規定による許可は、次の各号の一に掲げる場合においては、その効力を失ふ。

- 一 許可を受けた者が死亡した場合
- 二 許可を受けた者が銃砲又は刀剣類を譲り渡し、その他自己の意思に基いて所持しないこととなつた場合
- 三 銃砲若しくは刀剣類を亡失し、若しくは盗み取られ、又はこれらが滅失した場合
- 四 第二十七条第一項の規定により銃砲若しくは刀剣類の提出を命ぜられ、又はこれらが没収された場合
- 五 許可の期間が満了した場合

2 許可証の交付を受けた者は、次の各号の一に該当するに至つた場合においては、すみやかに当該許可証(第三号の場合にあつては、回復した許可証)を住所地を管轄する都道府県公安委員会に返納しなければならない。

- 一 許可が失効した場合
- 二 許可が取り消された場合
- 三 亡失し、又は盗み取られた許可証を回復した場合
- 3 許可を受けた者が死亡したことにより許可が失効した場合において、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第八十七条の規定によつて死亡の届出をする義務がある者又は外国人登録法(昭和二十七年法律第二百五号)第十

二条第三項の規定によつて死亡した外国人の登録証明書を返納する義務がある者があるときは、前項の規定にかかわらず、その者が、死亡の事実を知つた日から起算して十日以内に、許可証を返納しなければならない。

4 第六条の規定による許可を受けた外国人は、当該許可の期間が満了する日前に出国する場合においては、出入国港の所在地を管轄する都道府県公安委員会に許可証を返納しなければならない。

第九条 第四条の規定による許可を受けて銃砲を所持する者が当該許可に係る銃砲を武器等製造法の猟銃等販売事業者又は捕鯨用標識銃等販売事業者に譲り渡す場合においては、当該許可証とともにしなければならない。この場合においては、前条第二項第一号の規定は、適用しない。

2 前項の場合においては、武器等製造法の猟銃等販売事業者又は捕鯨用標識銃等販売事業者が、譲渡人の譲渡承諾書を添えて、すみやかに事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に当該許可証を返納しなければならない。

(所持の態様についての制限)  
第十条 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、それぞれ第四条又は第六条に掲げる用途に供するかその他正当な理由がある場合を除いては、当該許可を受けた銃砲又は刀剣類を携帯し、又は運搬してはならない。

に該当する場合を除いては、当該許可を受けた銃砲を発射してはならない。

一 狩猟法(大正七年法律第三十二号)の規定により銃猟をする場合

二 前号に掲げる場合のほか、第四条又は第六条に掲げる用途に供するため使用する場合

三 都道府県公安委員会の指定する射撃場において射撃をする場合

3 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、当該許可を受けた銃砲を携帯し、又は運搬する場合においては、前項各号の一に該当する場合を除き、安全装置をする等直ちに発射できないようにして、おおいをかぶせ、又は容器に入れなければならない。

(許可の取消及び仮領置)  
第十一条 都道府県公安委員会は、許可を受けた銃砲又は刀剣類を所持する者が次の各号の一に該当する場合においては、その許可を取り消すことができる。

- 一 この法律若しくはこれに基く政令の規定又はこれらに基く処分違反した場合
- 二 第五条第一項第二号、第三号、第五号又は第六号に該当するに至つた場合
- 2 都道府県公安委員会は、前項各号の一に掲げる理由が発生した場合において、人の生命又は財産に対する危険を防止するため必要があると認めるときは、第二十七条第一項の規定の適用がある場合を

除き、取消前において、又は取消後において、当該銃砲又は刀剣類の提出を命じ、提出された銃砲又は刀剣類を仮領置することができる。

3 許可が取り消された場合においては、当該許可を受けていた者は、前項の規定により銃砲又は刀剣類が仮領置されている場合を除き、適法に当該許可に係る銃砲又は刀剣類を所持することができ、若しくは所有者に返還し、贈与し、若しくは所有者に返還し、又は自ら廃棄する等当該銃砲又は刀剣類を所持しないこととするための措置をとらなければならない。

4 許可が取り消され、かつ、第二項の規定により銃砲又は刀剣類が仮領置されている場合において、許可が取り消された者からの譲渡、贈与、返還等により新たに所持の許可を受けようとする者が総理府令で定める手続により返還の申請をしたときは、当該銃砲又は刀剣類をその者に返還することができる。

5 許可が取り消された日から起算して六月以内に前項の規定による返還の申請がない場合においては、当該仮領置した銃砲又は刀剣類は、政令で定めるところにより、都道府県公安委員会において、売却することができる。ただし、当該銃砲又は刀剣類で、売却することができないもの又は売却に付しても買受人がないと認められるものは、廃棄することができる。

6 前項の規定により売却した代金は、総理府令で定める手続により、当該銃砲又は刀剣類を提出した者に交付するものとする。ただし、保管及び売却に要した費用を控除することができる。

7 許可が取り消されなかつた場合においては、都道府県公安委員会は、第二項の規定により仮領置した銃砲又は刀剣類をすみやかに当該銃砲又は刀剣類を所持していた者に返還しなければならない。

第十二条 都道府県公安委員会は、前条第一項の規定による処分をしようとする場合においては、あらかじめ、当該銃砲又は刀剣類を所持する者又はその代理人の出頭を求めて、積明及び証拠の提出の機会を手えするため、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の場合においては、都道府県公安委員会は、処分しようとする理由並びに聴聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに、当該銃砲又は刀剣類を所持する者に通告し、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 都道府県公安委員会は、前項の規定による通告及び公示をした場合において、当該銃砲又は刀剣類を所持する者又はその代理人が正当な理由がなく、聴聞期日に出頭しないときは、第一項の規定にかかわらず、聴聞を経ないで前条第一項の規定による処分をすることができる。

4 都道府県公安委員会は、第一項の場合において、当該銃砲又は刀剣類を所持する者の所在が不明であるため第二項の通告をすることができず、かつ、同項の規定による

る公示をした日から起算して三十日を経過してもその者の所在が判明しないときは、第一項の規定にかかわらず、聴聞を経ないで前条第一項の規定による処分をすることができる。

第十三条 都道府県公安委員会は、許可を受けた銃砲又は刀剣類の所持が適正に行われているかどうかを調査する必要があると認めるときは、警察官に、あらかじめ日時及び場所を指定して、当該銃砲又は刀剣類を所持する者に対し、当該銃砲若しくは刀剣類及び許可証を提示させ、質問し、又は当該銃砲若しくは刀剣類及び許可証を検査させることができる。

第三章 火なわ式銃砲又は刀剣類の登録

第十四条 文化財保護委員会は、美術品若しくは骨とう品として価値のある火なわ式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の登録をするものとする。

2 銃砲又は刀剣類の所有者（所有者が明らかでない場合にあっては、現に所持する者。以下同じ。）で前項の登録を受けようとするものは、文化財保護委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定める手続により、登録の申請をしなければならない。

3 第一項の登録は、登録審査委員の鑑定に基いてしなければならない。

4 文化財保護委員会は、第一項の規定による登録をした場合において

ては、すみやかにその旨を登録を受けた銃砲又は刀剣類の所有者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に通知しなければならない。

5 第一項の登録の方法、第三項の登録審査委員の任命及び職務、同項の鑑定の基準及び手続その他登録に関し必要な細目は、委員会規則で定める。

第十五条 文化財保護委員会は、前条第一項の登録をする場合においては、登録証を交付しなければならない。

2 登録を受けた銃砲又は刀剣類を所持する者は、登録証を亡失し、若しくは盗み取られ、又は登録証が滅失した場合においては、委員会規則で定める手続により、すみやかにその旨を文化財保護委員会に届け出てその再交付を受けなければならない。

3 登録証の様式及び再交付の手続は、委員会規則で定める。

第十六条 登録を受けた銃砲又は刀剣類を所持する者は、次の各号の一に該当するに至つた場合においては、すみやかに登録証（第三号の場合にあっては、回復した登録証）を文化財保護委員会に返納しなければならない。

一 当該銃砲又は刀剣類を亡失し、若しくは盗み取られ、又はこれらが滅失した場合  
二 本邦から輸出したため当該銃砲又は刀剣類を所持しないこととなつた場合

三 亡失し、又は盗み取られた登録証を回復した場合  
（登録を受けた銃砲又は刀剣類の譲受、相続、貸付又は保管の委託の届出等）

第十七条 登録を受けた銃砲又は刀剣類を譲り受け、若しくは相続し、又はこれらの貸付若しくは保管の委託をした者は、委員会規則で定める手続により、すみやかにその旨を文化財保護委員会に届け出なければならない。貸付又は保管の委託をしなかつた場合においても、また同様とする。

2 登録を受けた銃砲又は刀剣類を試験、研究、研磨若しくは修理のため、又は公衆の観覧に供するため貸し付け、又は保管の委託をした場合においては、前項の規定にかかわらず、届出を要しない。

3 文化財保護委員会は、第一項の届出を受理した場合においては、すみやかにその旨を当該届出に係る銃砲又は刀剣類の所有者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に通知しなければならない。

第十八条 登録を受けた銃砲又は刀剣類を譲り渡し、貸し付け、若しくはこれらの保管を委託し、又はこれらを他人をして運送させる者は、当該銃砲又は刀剣類の登録証とともにしなければならない。

（登録に関する事務の教育委員会への委任）

第十九条 この章に規定する文化財保護委員会の事務は、都道府県の教育委員会に行わせるものとする。

2 前項の規定により都道府県の教育委員会が行う事務に要する経費は、当該都道府県が負担するものとする。

3 文化財保護委員会は、第一項の規定により都道府県の教育委員会が行う事務について、当該教育委員会を指揮監督することができ

第二十条 都道府県の教育委員会が前条第一項の規定により文化財保護委員会の事務を行う場合においては、第十四条第二項の申請は所有者の住所の所在する都道府県の教育委員会に、第十五条第二項の届出及び再交付の申請、第十六条の返納並びに第十七条第一項の届出は当該銃砲又は刀剣類について登録の事務を行った都道府県の教育委員会にしなければならない。

(所持の態様についての制限)  
第二十一条 第十条の規定は、第十四条の規定による登録を受けた銃砲又は刀剣類を所持する者について準用する。この場合において、第十条第一項中「それぞれ第四条又は第六条に掲げる用途に供するもの」とあるのは「正当な理由」と、同条第二項中「第四条又は第六条に掲げる用途に供するため使用する」とあるのは「正当な理由に基いて使用する」と読み替えるものとする。

第四章 雑則  
第二十二條 何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、

あいくち類似する刃物を携帯してはならない。  
第二十三條 銃砲又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、すみやかにその旨をもよりの警察署に届け出なければならない。  
(許可証及び登録証の携帯等)  
第二十四條 銃砲又は刀剣類を携帯し、又は運搬する者は、当該銃砲又は刀剣類に係る許可証又は登録証を常に携帯していなければならない。

2 警察官は、前項の規定の履行を確保するため、銃砲又は刀剣類を携帯し、又は運搬する者に許可証又は登録証の提示を求めることができる。  
3 警察官は、前項の規定により許可証又は登録証の提示を求める場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、これを提示しなければならない。  
(本邦に上陸しようとする者の所持する銃砲又は刀剣類の仮領置)  
第二十五條 銃砲又は刀剣類を所持している者が本邦に上陸しようとする場合においては、上陸地を管轄する警察署長は、総理府令で定める手続により、当該銃砲又は刀剣類の提出を命じ、提出された銃砲又は刀剣類を仮領置するものとする。ただし、その者が第三条第一項各号の一に該当して当該銃砲又は刀剣類を所持することができるときは、当該銃砲又は刀剣類を仮領置しないでも危険がないと認められる政令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の規定により銃砲又は刀剣類を仮領置した警察署長は、当該銃砲又は刀剣類を所持していた者から次項第三号又は第四号に該当する旨の申出があつた場合において、その出入国港の所在地又は積出地が当該銃砲又は刀剣類を所持していた者の上陸地と異なるときは、その出入国港の所在地又は積出地を管轄する警察署長に仮領置した銃砲又は刀剣類を引き継がなければならない。

3 前二項の規定により仮領置した警察署長は、当該銃砲又は刀剣類を所持していた者から次の各号の一に該当する旨の申出があつた場合においては、当該仮領置した銃砲又は刀剣類を返還しなければならない。  
一 第四条又は第六条の規定による許可を受けようとする場合  
二 第十四条の規定による登録を受けようとする場合  
三 本邦から出国するため当該銃砲又は刀剣類を本邦外に持ち出すこととする場合  
四 前号に掲げる場合のほか、当該銃砲又は刀剣類を本邦外に積み出すこととする場合

4 銃砲又は刀剣類を所持していた者が第一項の規定による仮領置の日から起算して六月(船舶の出港の遅延その他のやむを得ない事情により当該期間内に前項各号の一に掲げる措置をとることができない場合において、総理府令で定める手続により当該銃砲又は刀剣類を保管する警察署長の承認を受けたときは、当該やむを得ない事情がな

くなるまでの期間)以内に当該銃砲又は刀剣類の返還を受けない場合においては、その所有権は、国に帰属する。  
5 前各項に規定するものほか、第一項の規定により仮領置した銃砲又は刀剣類の取扱に關し必要な細目は、総理府令で定める。  
(授受、運搬及び携帯の禁止又は制限)  
第二十六條 災害、騒乱その他の地方の静穏を害するおそれのある事態に際し、第四条若しくは第六条の規定による許可又は第十四条の規定による登録を受けた銃砲又は刀剣類の授受、運搬又は携帯が公共の秩序を維持する上に直接危害を及ぼすと明らかに認められる場合においては、都道府県公安委員会は、一定の公告式による告示をもつて、地域及び期間を定めこれらの行為を禁止し、又は制限することができる。

2 都道府県公安委員会は、前項の規定により告示をした場合においては、総理府令で定める手続により、同項の告示された地域内において所持する者の所持に係る同項に規定する銃砲又は刀剣類の提出を命じ、提出された銃砲又は刀剣類を仮領置することができる。

3 都道府県公安委員会は、第一項の規定によりした告示については、その告示をした日から起算して七日以内に当該都道府県の議会の承認を得なければならない。ただし、議会在が解散されている場合においては、その後最初に招集される議会在

においてすみやかにその承認を得なければならない。  
4 前項の場合において、同項の規定による承認が得られなかつたときは、又は不承認の議決があつたときは、その告示は、将来に向つてその効力を失う。  
5 第一項の規定により告示した期間が満了した場合又は告示が効力を失つた場合においては、都道府県公安委員会は、すみやかに仮領置した銃砲又は刀剣類を返還しなければならない。  
(提出を命じた銃砲又は刀剣類の売却等)  
第二十七條 銃砲又は刀剣類で次の各号の一に該当するものについては、裁判により没収する場合を除くほか、都道府県公安委員会は、総理府令で定める手続により、その提出を命ずることができる。  
一 第三条第一項又は第十条第一項(第二十一条において準用する場合を含む。以下同じ)の規定に違反した者が所持する当該違反に係るもの  
二 偽りの方法により第四条又は第六条の規定による許可を受けた者が所持する当該許可に係るもの  
三 偽りの方法により第十四条の規定による登録を受けた銃砲若しくは刀剣類の所有者又は当該登録があつた後情を知つて所有者からこれを取得した者が所持する当該登録に係るもの  
2 前項第一号及び第二号の規定は、当該各号に掲げる銃砲又は刀剣類が、当該各号に掲げる者以外

の者の所有に係り、かつ、その者が次の各号の一に該当する場合においては、適用しない。

一 第三条第一項若しくは第十條第一項の規定に違反すること又は偽りの方法により許可を受けることをあらかじめ知らず、これらの事実の生じた時から引き続き同一銃砲又は刀剣類を所有していると認められる場合

二 第三条第一項若しくは第十條第一項の規定に違反する事実又は偽りの方法で許可を受けた事実が生じた後、その情を知らず、当該銃砲又は刀剣類を取得したと認められる場合

3 第十一条第五項及び第六項の規定は、第一項の規定により提出された銃砲又は刀剣類について準用する。この場合において、同条第五項中「許可が取り消された日から起算して六月以内に前項の規定による返還の申請がない場合においては、当該仮留置した銃砲又は刀剣類」とあるのは、「第一項の規定により提出された銃砲又は刀剣類」と読み替えるものとする。

(記録票の作成等)  
第二十八條 第三条第一項第一号又は第二号の規定により所持することができず、銃砲(火なわ式銃砲を除く)を管理する責任を有する者(以下この条において「銃砲の管理責任者」という)は、総理府令で定める手続により、その管理する銃砲に関する記録票を作成し、かつ、保存しなければならない。

2 銃砲の管理責任者は、総理府令で定める手続により、その管理する銃砲の種類、名称、型及び番号を国家公安委員会に通知しなければならない。

(手数料)  
第二十九條 都道府県は、都道府県公安委員会が行う第七條の許可証の交付若しくは再交付又は第十九條第一項の規定により都道府県の教育委員会が行う登録証の交付若しくは再交付について手数料を徴収することができる。この場合において、その額は、二百円をこえない範囲内において都道府県規則で定める。

(権限の委任)  
第三十條 この法律又はこれに基く政令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行わせることができる。

第五章 罰則  
第三十一條 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。  
一 第三条第一項の規定に違反した者  
二 偽りの方法により第四条若しくは第六条の規定による許可又は第十四條の規定による登録を受けた者

第三十二條 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。  
一 第十条第一項若しくは第二項(第二十一條において準用する場合を含む)又は第二十二條の規定に違反した者  
二 第二十六條第一項の規定によ

る禁止又は制限に違反した者  
第三十三條 第十七條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第三十四條 第三十一條から前条までの罪を犯した者には、情状により、各本条の懲役及び罰金を併科することができる。

第三十五條 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。  
一 第七條第二項、第八條第二項から第四項まで、第九條第二項、第十條第三項(第二十一條において準用する場合を含む)、第十五條第二項、第十六條、第十七條、第二十三條又は第二十四條第一項の規定に違反した者  
二 第十一條第二項、第二十六條第二項又は第二十七條第一項の規定による銃砲又は刀剣類の提出命令に応じなかつた者  
三 第十三條の規定により警察官が行う許可証及び銃砲若しくは刀剣類の提示の要求若しくは検査又は第二十四條第二項の規定により警察官が行う許可証若しくは登録証の提示の要求を拒み、妨げ、又は回避した者

第三十六條 第三十三條に規定する犯罪に係る銃砲又は刀剣類で当該犯人が所有し、又は占有するものは、没収することができる。ただし、犯罪の後犯人以外の者が情を知らず、当該銃砲又は刀剣類を取得したと認められる場合においては、この限りでない。

附則  
(施行期日)  
1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

(銃砲刀剣類等所持取締令の廃止)  
2 銃砲刀剣類等所持取締令(昭和二十五年政令第三百三十四号)は、廃止する。

(経過措置)  
3 この法律の施行の際銃砲刀剣類等所持取締令(以下「旧令」という)の規定による銃砲又は刀剣類の所持について許可を受けている者は、この法律の規定により許可を受けたものとみなす。

4 この法律の施行の際旧令の規定により登録されている銃砲又は刀剣類は、この法律の規定により登録されたものとみなす。

5 この法律の施行の際旧令の規定によりなされている許可の申請、届出その他の手続及び仮留置その他の処分とみなす。

6 この法律の施行の際旧令の規定により任命されている刀剣審査委員は、この法律の規定により任命された登録審査委員とみなす。

7 この法律の施行の際旧令(昭和二十九年法律第六十一号)第八十六條の規定により税関が留置している銃砲又は刀剣類については、当該税関は、この法律の施行の日から起算して七日以内に、これを当該税関の所在地を管轄する警察署長に引き継がなければなら

ない。この場合においては、当該税関は、その旨をすみやかに当該銃砲又は刀剣類を留置された旅客又は乗組員に通知しなければならない。

8 前項の規定により警察署長が引き継いだ銃砲又は刀剣類については、第二十五條第二項から第五項までの規定を適用する。この場合において、同条第四項中「第一項の規定による仮留置の日」とあるのは、「附則第七項の規定により警察署長が税関から銃砲又は刀剣類の引継をした日」とする。

9 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(関係法令の一部改正)  
10 出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。  
第五條第一項第八号中「銃砲刀剣類等所持取締令(昭和二十五年政令第三百三十四号)」を「銃砲刀剣類等所持取締法(昭和三十三年法律第 号)」に改める。

11 関税法の一部を次のように改正する。  
第七十四條中「又は刑事訴訟法」を「刑事訴訟法」に改め、「若しくは国庫に帰属したもの」の下に「又は銃砲刀剣類等所持取締法(昭和三十三年法律第 号)」の規定により売却され、若しくは国庫に帰属したもの」を加える。  
第九十七條第二項中「遺失物法(明治三十二年法律第八十七号)」の下に「又は銃砲刀剣類等所持取締法」を加える。

8 前項の規定により警察署長が引き継いだ銃砲又は刀剣類については、第二十五條第二項から第五項までの規定を適用する。この場合において、同条第四項中「第一項の規定による仮留置の日」とあるのは、「附則第七項の規定により警察署長が税関から銃砲又は刀剣類の引継をした日」とする。

9 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(関係法令の一部改正)  
10 出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。  
第五條第一項第八号中「銃砲刀剣類等所持取締令(昭和二十五年政令第三百三十四号)」を「銃砲刀剣類等所持取締法(昭和三十三年法律第 号)」に改める。

11 関税法の一部を次のように改正する。  
第七十四條中「又は刑事訴訟法」を「刑事訴訟法」に改め、「若しくは国庫に帰属したもの」の下に「又は銃砲刀剣類等所持取締法(昭和三十三年法律第 号)」の規定により売却され、若しくは国庫に帰属したもの」を加える。  
第九十七條第二項中「遺失物法(明治三十二年法律第八十七号)」の下に「又は銃砲刀剣類等所持取締法」を加える。

12 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第百十五条の見出し中「銃砲刀剣類等所持取締令」を「銃砲刀剣類等所持取締法」に改め、同条中「銃砲刀剣類等所持取締令(昭和二十五年政令第百三十四号)第二十五条」を「銃砲刀剣類等所持取締法(昭和三十三年法律第 号)第二十八条」に改める。

理由

本邦において開催される国際競技に参加する外国人が当該国際競技に用いる銃砲又は刀剣類を所持することができるとし、許可又は登録を受けた銃砲又は刀剣類の携帯又は運搬についても危害予防上必要な規制を加え、銃砲又は刀剣類を所持する者が本邦に上陸しようとする場合に当該銃砲又は刀剣類を仮留置することができるとする等危害予防上必要な規定の整備を図るため、銃砲刀剣類等所持取締令を廃止し、新たに銃砲刀剣類等所持取締法を制定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

遺失物法等の一部を改正する法律案

第一条 遺失物法(明治三十二年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

第二条ノ二 前条第一項ノ規定ニ依リ売却シ付スルモ売却スルコト能ハザリシ物件又ハ売却スルコト能ハズト認めラルル物件ハ

警察署長ニ於テ之ヲ廃棄スルコトヲ得

第四条に次の一項を加える。

第二項ノ占有者アル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ依ル報勞金ノ額ノ二分ノ一宛テ拾得者及占有者ニ給スベシ

第七条中「権利ヲ放棄シ」の下に「第三条ノ費用弁償ノ」を加える。

第八条第三項中「禁シタル物件」の下に「(行政庁ノ許可其ノ他之ニ類スル処分ニ依リ所有所持スルコトヲ認めラルル物件ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク)」を加える。

第九条中「拾得ノ日」の下に「(次条第二項ノ占有者ニ在リテハ其ノ管守者同項ノ規定ニ依リ物件ノ交付ヲ受ケタル日以下同ジ)」を加え、同条に次の後段を加える。

拾得ノ時ヨリ二十四時間内ニ次条第二項ノ規定ニ依リ船車建築物等ノ管守者ニ物件ノ交付ヲ為サザル者亦同ジ

第十条を次のように改める。

第十条 船車建築物其ノ他ノ施設ノ占有者ノ為之ヲ管守スル者其ノ管守スル場所ニ於テ他人ノ物件ヲ拾得シタルトキハ速ニ其ノ物件ヲ占有者ニ差出スベシ此ノ場合ニ於テハ占有者ヲ以テ拾得者ト看做シ本法及民法第二百四十四条ノ規定ヲ適用ス

来公衆ノ一般ノ通行ノ用ニ供スルコトヲ目的トセザル構内ニ於テ他人ノ物件ヲ拾得シタル者ハ速ニ其ノ物件ヲ管守者ニ交付シ

交付ヲ受ケタル管守者ハ之ヲ其ノ船車建築物等ノ占有者ニ差出スベシ

前項ノ場合ニ於テハ船車建築物等ノ占有者第一項第一項又ハ第十一條第一項ノ手続ヲ為スベシ

第二項ノ場合ニ於テ拾得者第七條若ハ第八條第二項但書ノ規定ニ依リ拾得物ニ関スル権利ヲ放棄シ又ハ前条後段ノ規定ニ依リ

拾得物ニ関スル権利ヲ失ヒタルトキハ同項ノ占有者ハ第四條第二項ノ規定ニ依リ拾得者ノ報勞金ヲ受クルノ権利ヲ除キ拾得者ノ拾得物ニ関スル権利ヲ取得ス

但シ占有者第七條又ハ第八條第一項ノ例ニ依ルコトヲ得

第十条の次に次の一条を加える。

第十条ノ二 前条ニ規定スル船車建築物等ノ占有者ニシテ当該船車建築物等ニ於ケル拾得物ヲ保管スルニ適スト認めラルル命令ヲ以テ指定スル法人前条第一項ノ規定ニ依リ拾得者ト看做サルル場合又ハ同条第二項ノ規定ニ依リ物件ノ差出ヲ受ケタル場合ニ於テ物件ノ返還ヲ受クベキ者ニ之ヲ返還スルコト能ハザルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ警察署長ニ届出ヲ為シタル後其ノ物件ヲ保管スベシ但シ法令ノ規定ニ依リ私ニ所有所持スルコトヲ禁ジタル物件ハ之ヲ速ニ警察署長ニ差出スベシ

前項ニ規定スル法人命令ヲ以テ定ムル要件ニ從ヒ拾得物ニ関スル権利ヲ放棄シタル物件ニ付テ

ハ前項本文ノ規定ニ拘ラズ之ヲ警察署長ニ差出シ其ノ保管ノ責ヲ免ルルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依リ届出ハ第九條ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ第一條第一項ノ手続ト看做ス

第一項ノ規定ニ依リ届出ヲ受ケタル警察署長ハ第一條第二項ノ例ニ依リ公告ヲ為スベシ

第一項ノ規定ニ依リ物件ヲ保管スル法人ハ其ノ物件ノ返還ヲ受クベキ者ニ之ヲ返還スベシ

第一項ノ規定ニ依リ物件ヲ保管スル法人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ第二條又ハ第二條ノ二ノ規定ニ準ジ拾得物ヲ売却シ又ハ放棄スルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依リ届出ヲ受ケタル警察署長ハ其ノ物件ノ保管ノ状況ヲ調査スル為其ノ保管場所(公ノ法人ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノノ設置スル保管場所ヲ除ク)ニ立入り又ハ所属警察官ヲシテ立入ラシムルコトヲ得

此ノ場合ニ於テハ正当ナル理由ナクシテ其ノ立入ヲ拒ムコトヲ得ズ

ハ警察署長ニ於テ公訴権消滅ノ日マデ公告ヲ為サザルコトヲ得

第十一條第三項を次のように改める。

第一項ノ物件ニ関シテハ公訴権消滅ノ日マデニ前項本文ニ於テ準用スル本法及民法第二百四十四條ノ規定ニ依リ公告ヲ為シタル後既ニ六箇月ヲ経過シアリタル場合ニ限リ公訴権消滅ノ日ニ拾得者ニ於テ所有權ヲ取得ス

第十三條中「第十條」の下に「及第十條ノ二」を加える。

第十四條中「六箇月」を「二箇月」に改め、「警察署長」の下に「又ハ第十條ノ二第一項ノ規定ニ依リ物件ヲ保管スル法人」を加える。

第十五條を次のように改める。

第十五條 左ノ各号ニ掲グル物件ニシテ交付ヲ受クル者ナキトキハ其ノ所有權ハ夫、当該各号ニ掲グル者ニ歸属ス但シ第八條第三項ニ掲グル物件ニ付テハ其ノ所有權ハ國ニ歸属ス

一 警察署長ノ保管スルモノノ當該警察署ノ既スル都道府県ニ第十條ノ二第一項ニ規定スル法人ノ保管スルモノ(第七條第八條第二項但書第九條又ハ第十條第四項但書ノ規定ニ依リ拾得物ニ関スル権利ヲ放棄シ又ハ失ヒタルモノヲ除ク) 當該法人

三 第十條ノ二第一項ニ規定スル法人ノ保管スル物件ニシテ第七條第八條第二項但書第九條又ハ第十條第四項但書ノ規定ニ依リ拾得物ニ関スル権利



失物を取り扱ってきておりますので、この建前を変更することは適当でないと考えられます。しかしながら、遺失物法制定当時と今日とを比較いたしますと、物件の交流移動も著しく多数に上り、従って遺失される機会も非常に増大しておりますし、他面遺失主がその遺失物を探し求める手段も通信及び交通機関のめざましい発達により著しく便利になっておりますので、現行遺失物法の骨子を根本的に変更することなく、文明の発達に伴う所要の改正を行うことが、遺失物の取扱の適正を期するゆえんと考えるのであります。

右の趣旨に基づき提出いたしました遺失物法等の一部を改正する法律案の内容について説明いたします。

その第一は、拾得者において遺失主を発見できないため警察署長に差し出した物件については、現行法のもとでは、警察署長において公告の後一年を経過しなければ拾得者がその所有権を取得できないのでありますが、今日の事情について調査いたしますと、公告後遺失主の判明する総件数に対し、一カ月内にすでに九一％強、三カ月内には九九％弱、六カ月内に一〇〇％弱が判明している状況であります。すなわち、通信及び交通機関の発達した今日においては、遺失主の判明すべきものの大部分は公告後三カ月内に判明しているものであります。この事情にかんがみ、公告後六カ月内に遺失主の判明しない場合は、拾得者が所有権を取得することとしたのであります。

なお、かかる趣旨に基づき拾得者が所有権を取得してから引き取ることである期間を二カ月内と改めるとともに、

犯罪者の置き去つたと認められる物件についても同趣旨の改正を行なったのであります。また、水難救護法の規定により市町村長の保管する漂流物等についても、所有者は、公告または告知後六カ月以内に限り市町村長から引き渡すを受けることができることとしたのであります。

第二は、管守者のある船車建築物等において他人の物件を拾得した者は、現行法上拾得者としての権利が認められず、その船車建築物等の占有者が拾得者としての権利を取得することになつておるのであります。この規定は、船車建築物等において多数の客が乗集している現状にかんがみ社会常識に合致しないので、かかる場合は現実の拾得者に拾得者としての権利を付与し、船車建築物等の占有者が拾得物に関する権利を取得するのは、現実の拾得者がその権利を放棄した場合と、その者が二十四時間内に当該船車建築物等の管守者に拾得物を交付しない場合とに限ることとしたのであります。

第三は、船車建築物等の占有者であつて拾得物の保管能力があると認められたる特定の法人は、当該船車建築物等において物件を拾得した者から物件の交付を受けた場合及び当該船車建築物等を管守する者が物件を拾得した場合においては、その物件をわざわざ警察署長に差し出さないこととし、これを警察署長に届け出て、みずから当該遺失物を保管すべきこととしたのであります。この改正規定は、当該船車建築物等における保管施設整備の状況等とも十分ならみ合せて実情に即するよう円滑に実施したい考えであります。

その他、法令の規定により私に所有所持することを禁じた物件の帰属関係の規定、保管物件の廃棄に関する規定等を整備したのであります。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

次に今回提出いたしました銃砲刀剣類等所持取締法案につきまして、提案の理由及びその内容の概要を説明いたします。

銃砲刀剣類等は、その利用目的も種々あり、中には、社会生活上欠くことのできないものもあつてあります。が、いずれも、人畜を殺傷する機能があり、その意味においては危険でありますので、わが国におきましては、古くからこの所持等について規制してきたのであります。しかも、終戦直後におきましては、連合国の占領行政のもとにおいて、一時は、これを相当広く禁止しておつた時期もあつたのであります。その後わが国の事情に即して改正を加え、さらに独立後も当国会の審議を経て、事態に即して改正を加えて参つたのであります。

ところが、いわゆる町の暴力団等において、この現行の規制の間隙に乗じて、銃砲刀剣類を乱用するものも見受けられますので、暴力を排除して自由にして平穏な社会を実現するに必要な法的措置としてこの規制の不備を補いたいと存するのであります。また、近く本邦において国際競技が開催される運びにもなつており、これに備えて現行の規定に改正を加える必要も生じてきたのであります。今日施行されております銃砲刀剣類等所持取締令を廃

止し、その内容とするところに右申し述べました趣旨に基づく改正を加え、この機会において、銃砲刀剣類等所持取締法の題名のもとに、今日の事態に即して関係規定を整備し、ここに銃砲刀剣類等所持取締法案として提出した次第であります。

すなわち、この法律案の内容とするところを現行規定を改めた点を中心として申し述べますと、その第一は、許可または登録を受けた銃砲または刀剣類は、狩猟、有害鳥獣駆除、屠殺、人命救助、漁業、建設業等の用途に供するかその他正当な理由がある場合を除いては、これを携帯し、または運搬してはならないこととし、いわゆる暴力団等による銃砲刀剣類の悪用を防止することとしたのであります。

第二は、現行規定のもとにおいては、国際競技の拳銃競技種目に、外国人が適法にこれを所持して参加することができないのでありますが、かくては、国際競技を本邦において開催する趣旨にも沿わないこととなりますので、この国際競技に参加する外国人が都道府県公安委員会の許可を受けることによつてその拳銃の所持を合理化することとしたのであります。なお、祭礼等の年中行事に用いる刀剣類その他の刀剣類で所持することが一般の風俗慣習上やむを得ないと認められるもの及び特殊の試験または研究の用途に供するため必要と認められたる刀剣類につきましても、都道府県公安委員会の許可を受けることによつて所持することができるといたしましたのであります。

第三は、所持を禁止されている銃砲または刀剣類を所持して本邦に上陸しようとする者の当該銃砲または刀剣類

の取扱ひにつきまして、必要な場合に仮預置することができることとする等所定の規定を整備いたしましたのであります。

第四は、捕鯨用標識銃等販売事業者及びその使用人並びに文化財保護委員会の承認を受けて刀剣類の製作をする者、捕鯨用標識銃等製造事業者及び輸出のための刀剣類の製作を業とする者の使用人が、業務のために銃砲または刀剣類を所持する場合は、武器製造事業者等の使用人の場合と同様にあらかじめ都道府県公安委員会に届け出ることによつて、これらの者の業務のための所持を認めることとする等、今日の実情に即するよう関係規定の整備をはかるとともに、関係条文を総則、銃砲又は刀剣類の所持の許可、火なわ式銃砲又は刀剣類の登録、雑則及び罰則の五章に類別して、必要な整理を行なつたのであります。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○矢尾委員長 右三法律案の趣旨説明は終了しました。右三法律案等の質疑は次会に譲ることにいたします。

○矢尾委員長 次に消防に関する件について調査を進めます。質疑の通告がありますのでこれを許します。加藤精三君。

○加藤精三委員 ちやうど大臣もお見えになつておられますし、昨年十月十日、消防審議会会長高橋雄毅氏より国家公安委員会委員長正力松太郎氏に対しての答申がございまして、消防の機構改革に関する建議があつたのであります。これにつきましての政府当局の



いう態度は今日とっておりません。むしろこれは自治庁とそれぞれ地方財政関係の各省と十分打ち合せまして、私ども事務的に考えておりますのは、自治庁等で、地方財政あるいは地方税制全般について検討を加える段階がありまして、そのときにこのことも加えて研究の対象にしたいという程度に考えております。いずれにいたしましても、この問題は相当慎重に取り扱いたい、かように考えております。

○加藤(精)委員 ただいまの消防部長の御意見には私は非常に反対であります。消防本部長は、予算編成において予算を獲得することの苦勞を非常に強く考えておられないかもしれませんけれども、なまやさしいことで大蔵省が予算をくれるものじゃない。ところが今ほらもうけをしておつて事業費には三〇〇〇ぐらいしか使われないで、ほとんどほかの方に使つておる火災保険会社なるものがある、これは同様な生命保険等からいわせましても、火災保険はあまりによ過ぎるといつておる。そしてその中からある程度の消防施設税をとつても、これは決して一部の者にだけ負担をかける、加入者だけに負担をかけるということにならないのです。保険料が安くなれば、どんどん加入者が多くなる。自然とこれは一般の負担になる。そして一般に國家的に非常にいい作用をする施設に充當できる。その他詳しいことは、今まで地方行政委員会非常になびた議論して、社会党も自民党も結論が出ておるにかかわらず、その財源が急にほしくないのでどうか。皆さん現在市町村の消防ははつても買えないのです。

被服も十分でない。消防道路も作られない、水道の改善もできない、貯水槽等も十分作れない。ポンプも十分整備できない。ポンプなんか整備するのに、標準まで行くのに二十年もかかる。そんな現状のときに、こういろいろ財源があるのに、どうしてそれがほしいという声を消防の方から出していただけないのか。私は非常に残念なことでございまして、この点は消防に対して平素最も熱意を持っておられ、御理解があり、そして消防や警察を総攬しておられる正力国務大臣の政治力をもつて、すみやかに——どつちかといえは銀行とか保険業とかいろいろは大蔵省所管でございまして、どうしても自分の所管の方は、ちよつと大事にしたくなるような人情もあるかもしれない、というのは、これは与党の発言としてはなほ不謹慎であります、そこを万事御察の上、われらの正力国務大臣の手によつて、その怪腕をもつて……(笑)正力国務大臣はよろうと思つたことで、今まで達成しなかつたことは一回もないのですから、われわれは大いに期待いたしますので、消防施設税をぜひ制定していただくように、これは他の財源を圧迫しませんから、国税地方税の税制一般の関係には悪影響を及ぼさぬでございまして、これは国民だれ一人といえどもこれが不穩当だといふ者はない。そういう名案があるのでございまして、正力国務大臣の怪腕に御期待申し上げて、その実現をはかりたいと考えておるのでございまして。その点、中井委員と同意見でございまして、ぜひお願い申し上げます。

被服も十分でない。消防道路も作られない、水道の改善もできない、貯水槽等も十分作れない。ポンプも十分整備できない。ポンプなんか整備するのに、標準まで行くのに二十年もかかる。そんな現状のときに、こういろいろ財源があるのに、どうしてそれがほしいという声を消防の方から出していただけないのか。私は非常に残念なことでございまして、この点は消防に対して平素最も熱意を持っておられ、御理解があり、そして消防や警察を総攬しておられる正力国務大臣の政治力をもつて、すみやかに——どつちかといえは銀行とか保険業とかいろいろは大蔵省所管でございまして、どうしても自分の所管の方は、ちよつと大事にしたくなるような人情もあるかもしれない、というのは、これは与党の発言としてはなほ不謹慎であります、そこを万事御察の上、われらの正力国務大臣の手によつて、その怪腕をもつて……(笑)正力国務大臣はよろうと思つたことで、今まで達成しなかつたことは一回もないのですから、われわれは大いに期待いたしますので、消防施設税をぜひ制定していただくように、これは他の財源を圧迫しませんから、国税地方税の税制一般の関係には悪影響を及ぼさぬでございまして、これは国民だれ一人といえどもこれが不穩当だといふ者はない。そういう名案があるのでございまして、正力国務大臣の怪腕に御期待申し上げて、その実現をはかりたいと考えておるのでございまして。その点、中井委員と同意見でございまして、ぜひお願い申し上げます。

○正力国務大臣 実は消防のことは大切だと言いつつ、どうも皆は真剣にならないのです。ですからこれはどうして、一つこの際国民も真剣にならなければならぬ、それから政府当局においても、消防といふことを今後大いに真剣に考えなければならぬと思つて、そしてやらなければ、国家にこれほど損はありません。警察の方も大事だが、一面火災における損失も大へんなものでありますから、今後なお一そう消防の幹部とよく相談いたしまして、できるだけこのことをいたします。

○井岡委員 関連して。今の問題は非常に重要ですから、大臣には今の御答弁を裏づけるための具体的な意見、これをお聞きしたいこと、それから本部長に対してお伺いしたいのは、現在民間と申しますか、住民がかけておるいわゆる火災保険の保険料並びに総額、各保険会社がどのくらいとつておるか、それから年間、保険金としてどれだけ払つているか、いわゆる賠償をどれだけ払つているか、この点の資料を至急に出していただきたいと思つて、と申しますのは、私は自分で一つの団体で相互保険を十年やつております。そして同じ地域で、年額百二十円をかけて、一万人の組合員でもつて、年間百万円の利益が上るわけですね。しかもこれは決していなかの疎開された地域において行なつておるのではなくて、大阪という密集した地域において、これで相互扶助をやつておる。これ百万円の利益が上つておる。こういうことを考えてみるならば、保険会社といふものは非常に大きな利益を得ておることが、われわれにうかがえるわけなんです。しかも、その利益がどのように配分されておるかといふと、結局大会社に配分されておる。こういう点等から考へるならば、消防施設の充実は、当然保険会社の保険率を下げるとか、それをまた同時に、下げた分を市町村の方に戻すとか、いろいろな方法をやれば当然この問題は解決するので、従つて至急にその問題の資料を出していただきたいと思つておる。

○正力国務大臣 私、ただいま具体的に案を出せとおつしやいましたけれども、ただいまそれまでいっておりましたが、よく慎重に——皆さんの御熱心には私も感謝いたしております。ただ国民が、先ほど申し上げました通り、消防といふ何となしに、関心をもちながら真剣にならぬのでありますから、これは第一に国民の自覚を促さなければならぬと思つて、それから電気の火災などもいふんたぐさんあるのですから、これは全く国民の関心も足らず、われわれの監督も立らぬと思つておるから、これについてもよく考慮いたします。

○徳田委員 ちよつと大臣に申し上げます。国民の関心が足らぬと言つて、今は義勇消防といふのが普通です。しかも普通の都市に行きますと、みな小学校の通学区域ごとに消防団を持つておられます。私は金沢ですが、年間七、八十万から百万円も、消防を維持育成するために受け持っているのです。民間は非常に熱心に育成しておるもので、この点を間違つてもらうとポイントが狂つてくる。民間がそれだけ非常に負担してらんだから、政府も負担しなければならぬ。政府も負担すると同時に保険会社は大きくおつておる。

あるから、こういうところを誤解しないようにしてもらいたい。

○中井委員 今の問題は急に出たような印象を受けられては困りますから申し上げるんですが、これは実は二、三年來の非常に大きな問題でありまして、消防会館など建設いたします際に、二、三億か四、五億かかりましたか、全国の消防団員からも金を取りましたが、同時に火災保険あたりから大きな寄付を取りました。そういうものにとらみ合せて、そういうことをして、るんだから一つ勘弁してちょうだいというふうなことで、それじゃというふうなことで話がおさまつておるとか、おさまつておらぬとかという、これは私は流説だと思つて、思つておるんですが、それはどう言われておるのです。ですからこの点は、先の資料も一回出したいただきますが、大体わかつておる。日本の火災保険は世界から信用を受けておるのに、最近テーブル・ファイヤー事件とかいろいろなものを出したのも、いろいろな料率の問題やそういうことに関連しておりますので、ほんとうに真剣に取り上げていただきたいと思つておる。これは必ずできる問題だつて思つておる。それが急に転換して固定資産税的なものというのには、実際われわれ驚きました。この点をよく御認識を願つたい。最後に一つ申し上げておきます。

○矢尾委員長 ほかに質問もないようございまして、次回は公報をもつてお知らせすることといたしまして、これをもちて散会いたします。

午後零時十六分散会

昭和三十三年二月十日印刷

昭和三十三年二月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局